

## 藤岡市建築確認申請（4号建築物等）事務について

平成23年12月1日現在

### 1 建築主事の設置

市は、平成13年10月1日に限定特定行政庁として、建築主事（法第97条の2）を設置（平成13年8月15日藤岡市告示第42号）しました。

これにより、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（主に木造2階建てまでの一般住宅）や一部工作物の確認申請及び中間・完了検査申請の審査事務並びに法第42条第2項道路の指定や道路位置指定などの事務を行い、建築審査会は置いていません。

また、住宅金融支援機構の融資（フラット35を除く）を利用する場合に、4号建築物については、市が設計及び現場審査の事務を行います。

なお、県と市の確認申請事務区分は、別表のようになります。

### 2 事前調査・協議

全ての建築確認申請の事前に、開発許可や用途地域、建築基準法上の指定道路種別や幅員、道路法の認定番号、公共下水道の供用開始区域及び合併浄化槽等の排水放流先など該当項目を市役所等各関係機関で調査して下さい。

なお、道路が法第42条第2項に該当し、道路後退用地内に門、塀、生垣等の支障物が存在するときは、確認申請書提出前に全て除却してください。原則として、建築課と「藤岡市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱」に基づく事前協議の手続きにご協力をお願いします。

### 3 手数料の納付方法

市に申請する4号建築物等について、確認申請、中間検査申請及び完了検査申請等の手数料納付方法は、建築課にて配布する納入通知書兼領収書に必要事項を記入し、藤岡市指定及び収納代理金融機関（市役所本庁舎内）にて支払いを済ませた後、建築課担当者に領収書を提示し、申請書を提出してください。

### 4 法第6条第1項第1～3号建築物の確認申請書提出先

直接、高崎土木事務所建築係（藤岡土木事務所建築係は廃止され、市役所関係各課の経由も不要となる。）に提出してください。

### 5 問い合わせ先

都市建設部 建築課 建築指導係 TEL 0274-22-1211（内線2827,2828）

藤岡市ホームページのご案内 <http://www.city.fujioka.gunma.jp/>

群馬県西部県民局高崎土木事務所建築係 TEL 027-322-4186

## 別表 群馬県と藤岡市の確認申請事務区分

群馬県 (高崎土木事務所建築係)	建築物	建築基準法第6条第1項	第1号 特殊建築物で、延べ面積が100㎡を超えるもの 第2号 木造で階数が3以上か、延べ面積が500㎡、高さ13m若しくは軒高が9mを超えるもの 第3号 木造以外で、階数が2以上か、延べ面積が200㎡を超えるもの
	工作物	建築基準法施行令第138条第1項	第1号、第3号、第5号のうち 藤岡市が行う※印の工作物以外の工作物 第2号 高さ15mを超えるRC造柱、鉄柱等 第4号 高さ8mを超える高架水槽、物見塔等
		同 第2項	昇降機、ウォーターシュート、観覧車等の工作物
		同 第3項	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物
藤岡市	建築物	建築基準法第6条第1項	第4号 群馬県が行う第1～3号の建築物を除くほか、都市計画区域内における下記の建築物 ○特殊建築物で、延べ面積が100㎡以下 ○木造で階数が2以下、延べ面積500㎡以下 ○木造以外で階数が1、延べ面積200㎡以下  注1 都市計画区域外等においても土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築するときは、確認申請が必要です。（土砂災害防止法第24条） 注2 法律、命令及び県条例の規定により群馬県知事の許可を必要とするものの審査事務は、高崎土木事務所建築係です。（施行令第148条第1項）
	工作物	建築基準法施行令第138条第1項	※ 第1号、第3号、第5号の工作物のうち、次に掲げる工作物 第1号 高さ6mを超え10m以下の煙突 第3号 高さ4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔 第5号 高さ2mを超え3m以下の擁壁